# 平成23年の主な税制改正

## 扶養控除等が改正されました（所得税・市県民税）

○扶養親族のうち年齢16歳未満の者に対する扶養控除が廃止されました。

○扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除額が38万円（市県民税は33万円）になりました。

扶養控除の改正の概要（所得税）

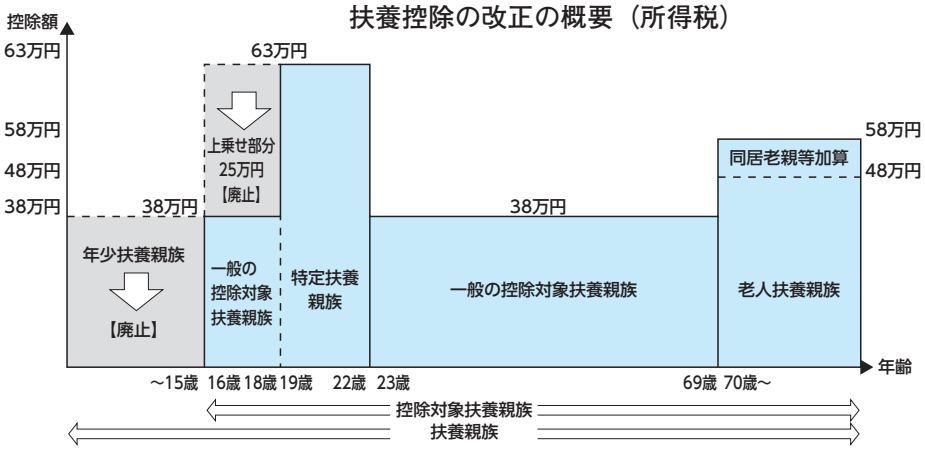


○扶養控除の改正に伴い、扶養親族または、控除対象配偶者が同居特別障害である場合の加算が障害者控除に移され、障害者控除の額が、所得税75万円（改正前：40万円）、市県民税53万円（改正前：30万円）になりました。

改正後の障害者控除（所得税）

| 区分 | 控除額 | |
|---|---|---|
| | 本　人 | 控除対象配偶者または扶養親族 |
| 障害者 | 27万円 | |
| 特別障害者 | 40万円 | |
| 同居特別障害者 | | 75万円 |

（注）障害者控除は、年少扶養親族を有する場合で扶養控除がない場合も適用されます。

## 年金所得者の申告手続きが簡素化されました（所得税）

年間の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、他の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出しなくてもよいことになりました。

※この場合でも、他の所得がある場合は、市県民税申告は必要です。

※還付申告を行うことはできます。

## 寄付金控除適用下限額が引下げられました（市県民税）

寄付金控除の適用下限額が2千円（現行：5千円）に引き下げられました。

※所得税は平成22年分から2千円となっています。

## 認定NPO法人・公益社団法人等寄付金特別控除が創設されました（所得税）

認定NPO法人・公益社団法人等への寄付金の合計額が2千円を超える場合に、所得控除との選択により、その超える金額の40％相当額（所得税額の25％相当額まで）を所得税の額から控除することができます。

※領収書以外に必要書類があります。法人等にご確認ください。

## 震災関連寄付金控除の特例（所得税・市県民税）

平成25年12月31日までに震災関連の寄付を行った場合の所得税の控除限度額は、他の寄付金と併せて総所得金額等の80％に拡大されました。

いわゆる「ふるさと納税」の対象に、日本政府・日本赤十字社・中央募金会等への義援金が加わり、市県民税の控除対象となります。

認定NPO法人が被災者救援の目的で指定を受けて募集した寄付金は、所得税の税額控除の対象となります。

※領収書以外に必要書類がある場合があります。法人等にご確認ください。

なお、詳しくは税務課までお問い合わせください。

【問合せ】
税務課　内線112

## 東日本大震災の被災者等に対する措置（所得税・市県民税）

東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除など所得税・市県民税の軽減または免除を受けることができる場合があります。

なお、雑損控除額の計算は、事前に税務署等で済ませておいてください。申告会場は、大変な混雑が予想されますので、ご協力をお願いします。

※震災特例法により、平成22年分の申告を選択して雑損控除を行うことができます。

※雑損控除についての問合せは、水戸税務署にお願いします。

【問合せ】
水戸税務署
TEL 029－231－4211
（自動音声案内で「0」を選択してください）